規制改革会議 第7回 貿易タスクフォース 議事概要

1. 日時: 平成 19年 11月 20日 (火) 11:00~12:30

2. 場所: 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 議事:国際空港における官庁執務時間の柔軟な対応について

4. 出席者:

(財務省)

関税局業務課長 上斗米 明氏

関税局業務課関税評価専門官 郡山 清武氏

(厚生労働省)

食品安全部企画情報課檢疫所業務管理室長 伊藤 英紀氏

(農林水産省)

消費・安全局植物防疫課検疫対策室長 島田 和彦氏

消費·安全局動物衛生課国際衛生対策室長 川島 俊郎氏

(規制改革会議)

有富委員、中条委員

5. 議事概要:

○有富主査 お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、規制改革会議の 「貿易タスクフォース」を始めさせていただきたいと思います。

皆様には、お忙しいところ御足労賜りまして、まことにありがとうございます。

当規制改革会議は、年末に総理の諮問に応じた第2次の答申を公表すべく検討を進めておりますが、本日は、議事次第にございますように、「国際空港における官庁執務時間の柔軟な対応について」、財務省、厚生労働省、農林水産省の皆様と意見交換をさせていただくようにお集まりいただきました。

なお、本日の議事録及び配付資料は、いずれも後日、当会議のホームページ上で公開する取扱いとさせていただきたく存じます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日のテーマは、本年 6 月の「あじさい月間」の中の要望でございまして、定期航空協会から提出された要望に基づいております。当タスクでは、これまで主に港湾分野について議論をしてまいったわけですが、通関諸制度をめぐる課題は空港分野にも共通いたしますので、今回、新しく取り上げることにいたした次第でございます。

当タスクの問題意識は、事前に質問事項としてお送りしたとおりでございますので、まず、質問事項への御回答を御説明いただき、それぞれの項目について議論してまいりたいと存じます。

それでは、質問が大きく2つに分かれていると思いますけれども、まず1点目の現状の 執務状況というような点について、それぞれの担当から御説明をいただきたいと思います。 それでは、財務省からお願いできますか。

〇上斗米業務課長 それでは、まず、成田空港における税関の執務状況についての御質問でございますけれども、具体的に通関担当税関職員の勤務システムがどうなっているかというようなお話がございましたが、空港におきましては、365 日 24 時間交替制を採っておりまして、夜勤も含むという形でシフトを組んでおります。

したがいまして、税関には常に人がいるという状態になっているわけでございますけれども、具体的にどういうローテーションになっているかというのを申し上げますと、彼らは物のチェックだけではなく、その周辺の監視も含めて一体的に運用しており、取締体制の手の内を明かすことになるということがございますので、そこのところは差し控えたいということでございます。

併せまして、申告の件数がどうなっているかという御質問をいただきましたけれども、 資料の方に出ております。平成 18 年の時間帯別に見た申告の件数の実績ということで、輸 出と輸入それぞれで挙げているところでございます。

1点申し上げたいのは、この資料を見てみますと、10時以降、それから、朝の6時台までは余り申告の件数は出ていないわけでございますけれども、昨日、輸出に係る保税搬入原則のところで若干御紹介しましたが、正式な申告を行う時間はここでございますけれども、事前に予備審査制という形で、手続としては予備申告することは可能になっているわけでございまして、具体的にそういった予備申告が多い時間帯というのは朝の5時前後でございます。

それはなぜかといいますと、米国からの荷物が非常に多いものですから、日本時間の朝の5時というのは米国時間の午後、中部にあるか、東部にあるかによりますけれども、午後の時間帯です。午後の時間帯、米国の方からものが出ますと、それに併せて、いわゆるインテグレーターと呼ばれている方々のところに電子的に日本に対して情報が送られるんです。それを基にして、日本の税関に対して電子的にとりあえず予備申告というのを始めるものですから、実は朝の5時ぐらいに多くの予備申告がございます。作業的には、それに対して大変な人を取られているということもございまして、そういった部分も含めて、365日24時間体制で対応しているというのが実態でございます。

私の方からは以上です。

- ○有富主査 それでは、厚労省からお願いできますか。
- ○伊藤業務管理室長 厚生労働省でございます。

資料の1ページでございますが、まず、成田空港における曜日別、時間帯別ということで、検査件数ということでございますが、食品衛生法上は届出ということになっておりますので、届出件数ということで整理をさせていただきました。資料については、4枚目に曜日ごとの平均的な件数を集計をさせていただいております。ここでありますとおり、総

計で1週間当たり約5,300件。時間帯については、現在、私どもの執務時間ということで、 8時から21時台までということで、これだけの件数を届出がございます。日曜日、月曜日 が比較的多い状況になっております。

「その他」ということで※を書かせていただいておりますけれども、これにつきましては、私ども、電子的な届出のシステムが FAINS というふうにありますけれども、これ以外の書面での件数が時間帯別では拾えない形になっておりますので、トータルとして執務時間内に書面での届出ということで整理をさせていただいて、合計が約 5,400 件程度、1日当たり 770 件程度というような状況でございます。

1ページ目に戻っていただきまして、届出審査の所要時間というお尋ねでございますが、これにつきましては、当然、食品ごとにそれぞれ審査内容がばらばらでございます。例えば、農産物であれば、農薬も含めて、どういうものになっているのか。加工品であれば、その製造過程も含めて審査をしないといけない。それから、容器包装については、その材質はどうかと、さまざまな食品ごとに時間的に変わってきているというような状況でございまして、勿論、初回時、または問題のあるものについては、かなり時間的に審査をしなくてはいけないというようなことで、一律にはなかなか出せない状況ではありますが、例えば、例としまして、ある食肉関係でいいますと、FAINSというシステム上で入ってくる場合、問題なければ、内容的なチェックという部分が、1件当たり10分程度というような事例かございます。一応、参考までにということでございます。

これは続けて御説明した方がよろしいんでしょうか。とりあえずここでよろしいでしょうか。

- ○中条委員 続けてというのは、(2)ということですか。
- ○伊藤業務管理室長 私ども、2ページ目で、大きな2番で、食品検査についてということでありますけれども、これも含めて御説明した方がいいですか。
- ○有富主査 そこまでやってください。
- ○伊藤業務管理室長 資料2ページ目でございます。
- ○中条委員 いただいた回答の5番まで、全部、一通り御回答いただいてよろしいですね。
- ○有富主査 そうしてください。
- 〇伊藤業務管理室長 それでは、2ページでございますが、成田空港における食品の執務時間、現在、8時半から21時30分というふうに執務時間を取っております。これにつきましては、平成4年1月からになっております。これは、成田空港の第2ターミナルが完成した時点で、当然、貨物量、または到着の航空機等、そういう事情、状況に応じて、従来19時30分までだったのを2時間延長して21時30分というのが現在に至っている状況でございます。

それから、(2)の部分でございますが、私どもの検疫、食品に関する届出等については、この執務時間以外の部分として、現在、従来から取っておりますけれども、まず1つは、執務時間外で対応というふうに①で書いてございますとおり、私ども、輸入者または

通関業者の方から、事前に執務時間外の届出または検査等をやってほしいという部分については、随時その対応をさせていただいているというのが第1点でございます。

それから、もう一つ、②で、食品の届出に関する制度でございますけれども、食品に関しては、貨物到着予定日の7日前から、いわゆる1週間前から届出を受け付けております。したがいまして、当然、速やかな審査等、または到着と同時に審査終了というような観点から、輸入者等からは、7日前からの届出を受理されたものについては、勿論、違反の蓋然性とか、検査が必要なものを除きまして、速やかに7日前、いわゆる事前に届出済証を交付しているというのが、成田空港の場合ですと、4割ぐらい、現在、この制度を使われて、実質やっているというような状況でございます。したがいまして、ある意味では私どもも、こういう制度を十分に輸入者と通関業者も活用されて、実質的には執務時間外というようなもの、または、それぞれの時間外であっても対応ができているというふうに考えているところでございます。

3ページは後にした方がよろしいですね。

○有富主査 後にしましょう。

それでは、農水省、お願いします。

- 〇島田検疫対策室長 農水省でございますけれども、私ども、植物検疫と動物検疫、2つの検疫を持っておりますので、上段の方に植物検疫、下段の方に動物検疫と書いてありますので、もしよろければ、植物検疫を一旦御説明を申し上げて、その上で動物検疫、一気通関で御説明を差し上げたいと思います。
- ○有富主査 わかりました。お願いします。
- 〇島田検疫対策室長 成田における現状でございますけれども、植物検疫所の場合には、 そこにございますように、曜日別では、1日当たりの検査数、これは18年度の平均でございますけれども、月曜日、週明けのところで1,300件というふうなことで、一番ピークが来ておりまして、水曜日にもピークが来ておりますけれども、大体、週末にかけて少しずつ減っていく。それから、日曜日、月曜日というところで検査件数が増えるという傾向にございます。

それから、時間帯別の検査件数でございますけれども、あいにく、そういったデータが取られておりませんので、ございませんけれども、基本的には午前中の検査の方が多くて、午後は少な目、そして深夜なり夜間になりますとほとんどなくなるということでございます。夜間が約10%あるかということでございます。深夜になりますとほとんどなくて、1%弱というふうなことでございます。

それから、執務時間でございますけれども、成田の場合には、私ども、合計で 60 名弱の 貨物担当の職員が従事しておりまして、基本的には班編成をしまして、1日3シフトとい うふうな形で、勤務体制のシフト化をしております。実際には、植物検疫全体としては、 開庁時間が6時から翌日の早朝2時までというふうなことでございまして、そのために防 疫官の執務時間というのは、朝の5時半から翌日未明の2時30分ということで、それぞれ 開始時間の30分前、あるいは終了時間の30分後までの勤務体制となっておりまして、これは平成8年からこういう体制を取らせていただいております。

それから、南部検査場につきましては、平成 17 年の 10 月から常駐体制を取らせていただいておりまして、朝の 8 時 45 分から 20 時 30 分というようなことで、そのための勤務時間につきましては、朝の 8 時半から夜の 21 時というふうなことで、これについても同じくシフト体制を取らせていただいております。

いずれにしても、こういったものについては、輸出入の検査の需要を考慮してやらせていただいておりますので、この時間帯以外であっても、申請があれば当然検査をさせていただきますし、場合によっては検査の量が多くて時間をオーバーするような場合でも、当然それが終わるまでは執務させていただくという体制を取っております。

それから、24 時間体制 365 日化に対する私どもの意見でございますけれども、現在の体制につきましては、執務時間は検査需要を考慮したものになっておりまして、そういった形で対応させていただいているわけでございますけれども、今後、24 時間化の需要が増えてくるような状況にあっては、特に深夜への人の増員とか、それに伴いまして、例えば仮眠施設とか、そういったものの整備も必要になってくると思いますので、その辺りの体制の整備が一緒に必要ではないかなというふうに、今のところ思っております。

以上でございます。

- ○有富主査 ありがとうございました。
- ○川島国際衛生対策室長 続きまして、動物検疫について御説明を申し上げたいと思います。

まず、成田の執務状況でございますけれども、お示しをしておりますとおり、月曜日から日曜日まででございまして、月曜日と週半ばの水曜日が多い傾向にございます。

時間帯別の検査件数に関するお問い合わせもいただいておりましたけれども、そういう記録は残念ながら取っておりませんけれども、直近の3か月のものを急いで調べてみましたところ、1日平均、大体75件になるわけでございますけれども、そのほとんどが午前中、10時、11時台に集中をするということで、夜間、例えば20時、21時ということになりますと、1件にも満たないような検査状況となっております。

それから、検査におきます平均所要時間でございますけれども、これも畜産物の品目ですとか、あるいはそれを輸出する仕出国の家畜の病気の発生状況等によって状況は異なっておりまして、平均的、一律に出すことはしておりませんけれども、大ざっぱに平均的にいいますと、書類審査と現物検査でおおむね20分から30分程度かかっているのではないかというふうに考えております。

それから、次でございますが、成田空港の現在の執務時間等々のことでございます。まず、成田の貨物の庁舎の方においてほとんど処理をしておりますけれども、これにつきましては、平成12年の11月から、平日は8時半から9時まで、土日は8時30分から午後7時までということで防疫官を常駐させてございます。

それから、南部検査場においては、ほとんど申請がないという実態でございますけれど も、申請があった場合には、貨物の方に常駐しております防疫官が対応するということで 対応させていただいているところでございます。

それから、畜産物につきましては、御案内のとおり、食肉とか、そういうものでございますけれども、一般的にいいますと、冷凍庫ですとか冷蔵庫、そういったところを利用されて保管されるという特徴がございまして、私ども、現在、先ほど申しましたように、平日は夜9時まで、土日は夜7時までという対応で対応させていただいておりますけれども、基本的にはそれ以外の申請はないということで、畜産物の実態に応じた対応をさせていただいているということでございます。

それから、最後の 24 時間 365 日化の対応につきましては、先ほど植物防疫の方から説明 がございましたものと考え方は同じでございます。

以上でございます。

- ○有富主査 ありがとうございました。
 - ここまでのところで、中条先生、何かありますか。
- ○中条委員 まず、単純な質問なんですけれども、動物と植物では取扱い時間が違うという理由は、御回答によれば、動物は冷凍してあるので、ちょっと放っておいてもいいと、植物は影響があるので少し時間を長くしていると、そういう御説明だと取ってよろしいですか。
- 〇島田検疫対策室長 はい。基本的にはそういうことでございますし、それから、私ども、扱っている品目が 8,000 種類ぐらいになりますので、食肉に比べて格段に多いことがございまして、輸入の飛行機も、途上国、先進国問わずありまして、夜中に入ってくる飛行機もあり、そういう意味で時間が多少、植物と動物で違ってくるんではないかなという印象は持っております。
- ○中条委員 なるほど。
- ○川島国際衛生対策室長 動物検疫の方から補足して御説明申し上げますと、今、委員がおっしゃったように、冷蔵庫に保管するということができるわけですけれども、そういう特性がございますので、輸入業者さんの側も、夜遅くに処理をするというようなことは実態としては考えていらっしゃらなくて、通常の勤務時間の日中に処理をしたいということが実態としてあるというふうに思います。
- ○中条委員 今の、最後のところがよくわからなかった。
- ○川島国際衛生対策室長 夜に申請をするとか、夜に検査をするとなると、私ども、やは り立会いとか、そういうのを求めることになりますので、実際に輸入業者さんの側で、や はり日中の方が輸入業者さんとしても対応しやすいという側面があるのではないかという ことです。
- ○中条委員 それは動物も植物も同じではないですか。そういう点では。そういうことではないんですか。今の御説明、ちょっと私はよくわからなかった。

- ○川島国際衛生対策室長 特性として保管がきくものですから。
- ○中条委員 特性として、保管がきくからということなんですね。保管がきくということ は、そういう説明があるんですか、輸入業者からは。それとも、お役所の方でそのように 推察しておられるということですか。
- ○川島国際衛生対策室長 私どもの考え方として、これまでの経験からして、そういうふ うに考えておるということでございます。
- ○中条委員 何で飛行機で持ってくるかということは、おわかりになりますね。
- ○川島国際衛生対策室長 はい。
- ○中条委員 それだけスピード性が重んじられているから飛行機で持ってくるわけですから、保管がきくというのは確かにわかりますけれども、それは飛行機で持ってくることのスピード性を、せっかく持ってきたものを損なうという要因もあるということを、ここは是非おわかりになっておいていただきたいなということですね。需要の方は、要するに需要者がどのように使いたいかということであって、使わせる方が推しはかってやるものではないだろうと、ビジネスの世界ではですね。だから、全部開けておいて、需要がなかったら、ここはないんで閉めますよというのはわかりますけれども、最初から閉めておいて、多分ここはないだろうというのは、それはビジネスの世界では通用しない話なので、そこのところはちょっと御理解をいただきたいと思います。
- ○川島国際衛生対策室長 失礼しました。先ほどちょっと口頭で申し上げたんですけれど も、1日の検査件数の実情3か月間で調べさせていただいたということで、実際にも午前 中にほとんどのものが処理をされておりまして、午後に少しずつ減っていきまして、夜間 になりますと1件に満たないというような現状にはなってございます。
- ○中条委員 それはわかりますけれども、それは閉まっているから、それに対応するわけですね。我々もパスポートを申請に行くのは、何時までにと書いてあれば、それに合わせるわけで、それは仕方がなくそうしているというところがあるので、扱う時間が変わってくれば、ロジスティックスの考え方も変わってくるということを御理解いただきたいと思うんです。
- ○有富主査 私からも1つ2つ教えていただきたいんですが、まず、厚労省さんで、ちょっと特異なのは、週の中で日曜日が一番多いんですね。
- ○伊藤業務管理室長 はい。
- ○有富主査 理由はおわかりになりますか。
- ○伊藤業務管理室長 チーズの輸入量が成田の場合、非常に多くて、チーズ自体、1つの 種類だけを持ってくるんではなくて、いろんなものを、例えば、製造元とか、それ別に件 数が上がってきますので、そういう意味では、チーズの部分というのはかなり年間を通し て航空機で輸入されるという件数は、多いです。成田の場合は。
- ○有富主査 それはなぜ日曜日なのか。
- ○伊藤業務管理室長 大体週末、日曜日に多いです。そういうふうに私ども、現場の方か

- らは聞いております。
- ○中条委員 それはチーズの市場か何かが月曜日か何かなんですかね。取引の日が。
- ○有富主査 月曜日に競りがあるとか、そういう感じなのかな。わかっていれば教えても らいたい。
- ○伊藤業務管理室長 便が多いというふうに、現場の方からは、聞いています。チーズの 部分が日曜日に。
- ○有富主査 財務省の方に飛ぶけれども、土日は、食品検査は普通にやるけれども、通関 はできないんですか。臨時開庁でやっているの。
- ○上斗米業務課長 はい。365 日 24 時間体制を採っているということは、いつでも臨時開 庁に対応しているということです。臨時開庁は法律で、取締りに支障がない限り、応じな ければならないという規定がありますので、承認を求めてくれれば、全国一律でこれは運 用していますので、人がいないと当然許可を出せないという制度になっていますが、逆に 言うと、職員を配置しているということは、申請が出れば必ず受ける体制をつくっておく という仕組みでございます。
- ○有富主査 もう一つ、いわゆる書類で申請されるというのはどういうケースなんですか。 結構、比率が高いんですが。
- ○伊藤業務管理室長 今、言ったチーズなどは、種類が多過ぎて、システム上で個別に入れるよりも、または数量が変わったとか、そういう部分の手間というんですかね、そういうことで、輸入者または通関業者の方が書類で確認の上、持ってくるという部分が多い。 ○有富主査 昨日のシングルウィンドウのヒアリングでもそういう話がありましたね。食品に限らず、フォーマットが何件と決まっているんで、ログハウスなどの場合、件数が多いからと。あそこも、設計の段階で問題があるのではないか。 2割もこうなるということは、そもそもフォーマットの設計自体にきっと限界がある。
- ○伊藤業務管理室長 成田の場合には特殊なんですね。全国的にいくと、システム上で届 出されているのは9割になっております。食品の場合ですね。航空機の場合は、そういう 書面での部分が比較的多いという傾向でございます。
- ○有富主査 成田以外は無視してもいいぐらいの話でしょう。
- ○中条委員 港の話ですか。
- ○伊藤業務管理室長 港も含めてです。関西空港とか、勿論、中部とか福岡、4空港ありますけれども、成田は多い。
- ○中条委員 それは、航空が多いということ、海に比べて多いということなのか、それと も、空港の中で成田が多いということなのか、どちらなんですか。書面の提出が多いとい うのは。
- ○伊藤業務管理室長 成田が多いですね。
- ○有富主査 ありがとうございました。
 - それから、お聞きしていて、ものすごく違和感があったのは、違和感があったのは財務

省なんだけれども、厚労省と農水省は、要は、基本的に需要があれば時間を延ばしますよという。税関だけは基本的にやる時間が短くて、臨時開庁をやれと言えばやるんだからいいだろうと、こういうスタンスなんだけれども、これは実は、同じように見えて全然違う発想かなという感じがしたということです。怒らないでください、やはりお役所仕事かなという感じで、税関は、国民のためにと言いながら、やってやるというスタンスという感じですね。食品や動植物は、どちらかというと、御要望があるなら対応しますと言っていて、料金もかからない、時間も必要があれば延ばしていきますよと、全然スタンスが違うんだけれども、この辺、どういうことなんでしょうか。

〇上斗米業務課長 今の臨時開庁制度が適用される時間というのは8時半から5時を除いてなんですが、考え方として、先ほど申し上げたように、まさに検疫の場合は、ニーズがある際に職員の配置を含めて対応できる範囲内でやられるという発想なんですが、法律の構成は、先ほど言いましたように、基本的に取締りに支障がない限り、必ず応じなければいけないということになっておりまして、したがって、我々も、成田空港については24時間365日体制を採っているわけでございます。

この違いは、税関の許可が出ると貨物の国内への引取りができるんですが、税関の申告を行うに当たっては、食品、あるいは検疫の関係をすべて終えたところで税関に対して申告をするということになっていまして、税関はそういう意味で最後のキーパーというか、税関がOKを出すということは、直ちに物を実際引き取れるということであって、厚労省、農水省のプロセスが終わったとしても、税関に対する申告がなされなければ、物の引取りは実際できないという仕組みになっているわけです。

逆に言いますと、引き取りたい方は、必ず税関に対して申請をすれば引き取れるということを確保する。たまたま税関に人がいないから、物を引き取りたいんだけれども、引き取れないということは、制度上、まさに物流の流れを阻害するということですので、我々としては、取締りに支障がなければ必ず応じなければならないと、こういう仕組みになっているものですから、それを担保するシステムとして臨時開庁制度があるわけでございます。そういう意味で、臨時開庁の申請がなされることによって税関は、人手をとにかく確保して、申請があればそれに応じなければならないという仕組みをつくり上げたというのがこの制度でございます。

それを全国的にやっているものですから、例えば、地方の港などにおいても、一定の需要がある場合は夜の9時、10時まで職員を配置するということをやっていますし、成田を初めとする国際空港については、365日24時間体制という形で人は配置しているわけでございますけれども、申請だけはやってもらっているというのが実態でございます。

もう一つあるのが手数料の考え方でして、これはまさに通関に係る受益者負担の原則を どう考えるかということでして、日本と同じように、通常の勤務時間内は無料にしておい て、それ以外のところで手数料を徴収するというのは、ヨーロッパとか韓国などがそうい うやり方をやっているわけです。 一方、米国、イギリス、オーストラリアでは、時間を限らず必ず金を取るというやり方をやっているわけでございます。米国ですと、1 申告当たり $25\sim485$ ドルと、あとは価格が上がっていくことによって上がっていくというやり方ですし、オーストラリアですと、 $40\sim50$ 豪州ドルですから、 $4,000\sim5,000$ 円というやり方をやっているわけでございます。

輸出入に係るコストをだれに負担してもらうかという問題があるわけでして、日本やフランス、韓国の場合には、エキストラの部分だけは手数料を取らせていただくというやり方で、通常の時間内は無料という形にしているわけでございまして、その承認を求める代わりに手数料を徴収します。要するに、必ず申請があれば我々は人を当てなければいけないということと、申請があったからこそ手数料を取れるというのが2つ結び付いているやり方が今のやり方ですので、この議論をする際には、ここをどう考えていくかということになるわけです。

我々も手数料の部分については、まさに構造改革特区の方で要望がありまして、一定の需要がある部分について、地方公共団体がそのために努力をしていると、そういったところについては既に2分の1まで、通常の金額が大体、1時間当たり4,000円なんですが、それを2,000円まで下げるということをやっていまして、また、コンプライアンスの体制が整備された優良な輸出入者については、そこから更に2分の1に軽減しております。簡単にいいますと1時間当たり1,000円程度というところまで軽減しているわけでございます。

今、申し上げたように、空港だけ特別扱いというような形になりますと、自分が貨物管理について努力している、していないにかかわらず、全員、手数料が軽減されますので、先ほど申しましたように、そういった手続をすることによって、必ず税関を開けなければならないという、日本全国に通関されている原則との関係をどういうふうに考えていくかということが議論になるわけでございます。

当然、我々としましては、手数料と、それから手続の簡素化について、実態上、我々は24時間体制を整備して必ず対応していますので、どういったことができるかということを今、検討しているという状況にございます。

○有富主査 おっしゃることは、わかったようでよくわからないんだけれども、受益者負担というのは、一番大きいのは、通関の事務をやってもらうという受益は昼間だろうが夜だろうが一緒ですね。これがメインであって、なぜ臨時開庁をお願いするときだけ、大体、あえてお願いするというのもどうもちょっと気に入らないんだけれども、お金を払うのかというのは、特別やってやるから残業代を払えよと、こういう感じに受け取れるんだけれども。本来、国でやるべき事柄で、24時間常駐で勤務しているならば、24時間やって、どの時間でもある一定の料金を取るというのか、あるいは取らないというのか、という方が理屈がすっきりするのではないかと思うんです。

〇上斗米業務課長 そこが、先ほど言いました米国等とその他の国の対応のどちらを取る かということに行き着くわけです。 ○有富主査 夜間はお金を取るという話になると、昼間もお金取るという話になる。理屈 を言うと。

〇中条委員 理屈から言えば、使った人に払ってもらえばいい話で、防疫も検疫も私はお金を取っていいと思うんです。ただ、お金を取るルールをきちんと考え直さなければいけないですよねというのが上斗米さんがおっしゃる話でしょう。これは今ここで議論できないけれども、私はきちんと議論してもいいし、やはりコストがかかるんだったら夜間割増しは取ってもいいかもしれないし、逆に夜間もっと使ってもらおうと思えば、夜間は安くするという、ビジネスの方の発想はそうですね。

それはいろいろな状況があるんで、空港の使用料については、飛行機が着陸する着陸料ですね、これについては国交省さんに時間帯別の料金を検討してくれということを5月答申でお願いして、国交省は検討するということで、今、検討しているんです。

ですから、時間帯に応じてプライシングを考えていって、需要を平準化させたり、あるいはそこに職員の方が集中すれば、それだけコストがかかるわけですから、それに対応していくというのが必要なんで、例えば、先ほど植物は10時、11時、午前中に集中するというお話がありましたね。そういう時間帯は高くするとか、そういうことをやっても私はいいと思うんです。

だから、それは大きくこれから検討していくとして、その前の状態として、要するに、 財務省さんは、ともかく開けています、24 時間対応ですと、その点はほかのところに比べ れば、確かに 24 時間対応ですから、そこは進んでいるんだろう。そこは一応、私は評価を している。

だけれども、だったら何でいちいち届けなければいけないの、申請しなければいけないの、せっかく 24 時間で対応しておられるんだから、何も申請しなくて、いつでも行けると、 夜間などだったら、中で少し仮眠しておられてもいいんで、ボタンを押してベルを鳴らせば 3 分ぐらいたったら来てくださると、そういうのでいいわけですから、申請をしなければいけないのは、申請作業だけでも少なくともなしにする。

ほかの省庁さんも、時間を延ばされたところについて、そこの時間にやってくださいと、 わざわざ別の申請を求めておられるわけではないですから、そこは、せっかく 24 時間対応 しておられるんだから、申請なしでいいんではないですか。

お金の方は、これは少し長い時間かけて検討した方がいいかもしれないです。

- ○有富主査 そう、まず申請だけですね。
- ○中条委員 財務省さん、お金取りたいとおっしゃるんだったら、別にそれは取ってもいいと思う。
- ○有富主査 それは取ればいい。受益者負担はいいと思います。別に我々が安くしろなん て言うことはないんです。ただ、基本のところで本来取るべきかもしれないのに、残業代 だけ払えというのは、ちょっと筋が違うかな。まあ、それはちょっと置いておいて。
- ○中条委員 深夜割増というのがありますからね。

- ○有富主査 それは残業代。トータルコストを考えた場合の話だからね。
- 〇上斗米業務課長 まさにコストの部分は、結局、税金で負担するか、料金をエキストラの部分みたいに、中条先生おっしゃるように、需要、ニーズを、何といいますか、平準化させ、より効率を上げるために料金政策をつくるというのは当然あると思いますけれども、基本的にはそういう発想というよりも、税金で賄うのか、一定の部分について、実際、直接使用される方に求めるかと、ここの議論だと思います。年間で12億円程度、臨時開庁に伴う収入というのがございますけれども、空港だけでそのうちの8割程度を占めますので、それを大きいと見るのか、小さいと見るのか、どこをターゲットにするかによって違うと思うんです。

一方、承認の方は、まさに全国一律にやっているわけですので、地方の港でたまたま卸したいというときには、職員を配置していないところの場合は、場合によっては家から駆けつけさせる必要もあるということで残っている部分と、それから、手数料を取る根拠として、特別の承認も要らないのに手数料を徴収していいのか。何の手続も要らないんだったら、それは平日と同じではないかという、これはかなり法律の技術的な問題だと思うんですけれども、そこの部分があるものですから、先ほど私が申しましたように、コンプライアンスの優れた者に対する取扱いも含めまして、料金と、それから手続も、簡素化がどのくらい可能かという観点で、総合的に今、検討しているという状況でございます。

- ○有富主査 今のお話で、地方の港まで 24 時間常駐などをやることはないと思うんです。需要に応じて 9 時 5 時でもよくて、何か特別あったら事前に連絡をちょうだいよ、あらかじめ計算しておくからと、これで十分だと思うんだけれども、問題は成田です。成田はもうちょっと考えて、例えば 10 億円だったら 10 億円で、年間件数で割って、今までかかっていた 10 億円は確保するために、平常も臨時開庁も含めて、成田が幾らか知りませんけれども、10 億円のうち成田分の金額を件数で割り算して、取るよと、あくまでも例えばですよ。すると、24 時間通常開庁する、その代わり、お客さんが来ない時間はだんだん閉めていけば、自然とコストセーブになるわけだから、それは財務省のもうけというようなことでいいんではないかという気がするんだけれども、いかがですか。
- ○上斗米業務課長 そういう考え方もあると思います。
- ○有富主査 「も」と言わないで、ものすごく普通の、いい考えだと思うのだけれども。
- 〇上斗米業務課長 まさに輸出入の申告件数を合わせますと、3,000数百万件ございますので、例えば 10億円を割れば、1件当たり。
- ○有富主査 3,000 万件。
- ○上斗米業務課長 輸入と輸出と合わせて 3,000 数百万件になります。
- ○有富主査 仮に 4,000 万件。4,000 万件 10 億円。
- ○上斗米業務課長 4,000万件弱になりますので、1件30円であれば、恐らく。
- ○有富主査 お釣りがきてしまう。
- ○上斗米業務課長 10億円にはなると思うんです。

- ○有富主査 それではいかがですか。
- 〇上斗米業務課長 結局、昼間に今まで無料だったところに手数料を徴収するということ に皆さん納得していただけるかという部分もありまして、我々としては、綿々と、少なく とも平日の昼間は無料というのをやってきたものですから、そういうことが本当に受け入 れていただけるのかどうか慎重に考える必要があります。

〇中条委員 1件30円取ることの方がコストがかかるかもしれないですね。そのためにまた1人、人を雇ったりして。そこはわからなくはないですし、要するに、夜、人員配置のためにコストがかかるというんだったら、そこだけ取るというのも理屈としてはわからなくはない。だけれども、いちいちそのために手続が必要かという話ですよ。我々、電車に乗るときだって約款が書いてあって、飛行機に乗るときだって約款が書いてあって、それは、この時間は高くなるとか、この時間は安くなるとかということを考えてやるわけで、それがきちんと書いてあればいい話です。それよりも、いちいちそのために、我々が飛行機乗るときに、夜乗るときにはいちいち申請書を出さなければいけないという、そういうのはちょっと勘弁してほしいなという感じなんです、まずはね。

プライシングの話は、もう少し腰を落ち着けて議論してもいいのかな。ただ、今の体系がいいのかどうかという、そういう視点から見ていった方がいいかなと思うんです。ただ、要するに、物流事業者だとか、輸入業者からすると、ほかのときはただなのに、何でこのときは取られるのと、それから、植物検疫、動物検疫はただなのに、何で税関だけ取られるのと、そういうふうに単純に思うのは、それは私はわからなくはない、わかりやすい感情だと思います。

だから、それに対して対応するのは、そういった用益を提供しているに当たって、受益者である人たちが負担をしてもらいますよという考え方でやるならば、植物防疫も検疫も一通り全部負担をしてもらうという形になる。そうすると、人間の方も、入国管理は負担をしてもらう。でも、今のところはパスポートの発給手数料だけしか取っていないですね。だから、そういうものも全部コストを負担してもらうというやり方はなくはないと思うんです。

そういう考えでいくのか、それとも、やはり国際化ということを考えても、グローバリゼーションということを考えたら、そういう部分については、より交流が拡大し、貿易が拡大するということを考えたら、そこの部分はお金は取らないという、そういう発想も勿論あるわけで、私はどちらかといえば、今は後者の方で考えていった方がいいのではないだろうかなと思うんです。ただ、そこはいろいろ議論があるでしょうから。

○有富主査 24 時間体制でおやりになっている成田について、出していただいたデータを見ると、非常に大ざっぱに言って、時間内が 60%強、時間外が 3割、2対1ぐらいの割合であるんで、これはやはり時間外に需要がある。手数料はちょっと置いておいて、サービス時間を、通常の勤務時間内でとか売り手側の論理ではなくて、24 時間一貫してやるというふうにお考えになっていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

〇上斗米業務課長 申し上げたように、手続の簡素化について、手数料と完全に切り離すことはできないものですから、我々としては今、現実として何ができるかということをまさに検討しているところでございます。そういう意味で、まさにニーズが、地方に 24 時間やる必要はないとおっしゃっていただきましたけれども、我々も地方には 24 時間、実際やっておりませんで、開いているところは、一定の需要があれば夜 9 時まで人を配置している、あるいは夜 10 時まで配置しているとか、それぞれの場所によって時間帯や職員の配置というのは小まめに、それぞれの港の状況、空港の状況に合わせて行っているわけですので、税関に職員を配置していないから物流が阻害されているという状態にはなっていないのが実態だというふうに思っております。

ただ、手続が煩雑であるという部分について、どの程度それが簡素化できるかということは、我々、真摯に受け止めて検討を行っているところでございます。

また、実際、紙でいちいち出して、こうやってというイメージなのかもしれませんが、 現実的にはシステムで求めると、先ほども言いましたように、法律上も受けなければなら ないとなっているので、OKというのが基本的にぼんと返ってくるんです。そして、それ を持って、申告情報を入力し始めるということですので、それによって、実務をやってい らっしゃる方から見ると、大きな事務的な負担が生じているということではないというこ とは御理解賜りたいと思います。やはり我々の方にも不満を寄せられてくることがあるわ けでございますけれども、それは手数料の部分が最も焦点となるわけでございまして、そ れはしばしば、様々な場所でそういった御要望を承っております。

- ○有富主査 そうすると、もっとざっくばらんに言うと、要は、手数料を確定するために 申請手続をやらせているというふうに考えてもいいということなんですか。
- ○上斗米業務課長 2 つありまして、本当に職員を普段余り配置していないところで、急に開けてくれと言われた部分というのは当然起こり得るわけであって、そこはそういった手続がないと我々としては対応ができないという部分が 1 つ。
- ○有富主査 ちょっとすみません。途中ですけれども、成田の数字を出していただいたので、ここは成田というところでお話を絞って議論したいと思います。
- ○上斗米業務課長 はい。あと、手数料の部分もありますけれども、成田とか、そういうものを特別扱いしていいのかという部分ももう一つの論点として実はございます。特に地方の活性化とか、さまざまな議論がなされているときに、ある場所だけ使い勝手がいいような制度を仕組むと、特区の発想は基本的にそうなのかもしれませんけれども、現実問題として、それでいいのかという議論も一方にあります。1 か所でやるということになると、うちでもやらせてくれという要望が来るのはある意味で世の常でございまして、行政側から見ると、そういった公平性の部分をどのように考えていくのかという論点もございます。○中条委員 開ける開けないという時間帯に関しては、そういうことがあり得るかもしれないんだけれども、開けたら申請なしでいいんではないですか。そこは少なくとも。おっしゃるように、料金のところは、実際は文句言っている人は、金払うところが、多分ね。

- ○有富主査 お金のことを言っているかもしれないけれどもね。
- ○中条委員 そこのところがあるんだと思いますけれども、ともかく今、出ているのは、 申請が面倒くさいというのと、料金というのと、両方出ているわけですから、申請が面倒 くさいというところだけでもクリアすれば、次は料金の話なので、これはもう少し包括的 に考えなければいけない話だということはそのとおりなので、まずはそこだけクリアして しまったらどうですかという話なんです。

時間帯によっては、余り需要がないところをそんなに長く開ける必要はないと思うんで、勿論、さっきも申し上げたように、開ければ、いろんな需要が出てくるというのはあると思います。ただ、成田の場合、飛行機が着かないわけですから、植物の防疫や動物の検疫のときに、24 時間開けたかといって増えるかというと、そんなには増えないだろうしというのが一方でありますから、そういう点で考えると、開ける時間ということについて、余り使っていない港だとか空港について、何も長く開ける必要はない。これは多くの人が理解する話だと思うんです。だから、その点で、成田については 24 時間開けていますと、これは日本の基幹空港の最たるものであるわけですから、そこで 24 時間開けているけれども、鹿児島空港では開けていませんと言っても、これについて怒る人はいないですよ。

- ○有富主査 そんなことが格差だって言うかな。
- ○中条委員 地方の活性化だとか何とかと、そんな視点から怒る人はいないですよ。開けているからには、いつでも使える、いちいち申請しなくても使えるというやり方にまずはするということが大事なんではないですか。
- ○有富主査 してくれませんかね。
- ○上斗米業務課長 24 時間化までは、要望としてはさすがに多くは来ていないんです。やはり夜は、特に海の方の港ですけれども、あそこはいつも 9 時まで人がいるから、うちの港も夜 9 時まで配置してくれみたいな、需要はほとんどなくても、そういった要望というのは現実問題としてはございます。
- ○中条委員 それは私は対応すればいいと思うんです。対応するのに、今までずっと一般納税者の負担でやってきたわけですから、一般納税者の負担でそれをやるのがいいのかどうかというのは別途あるんですね。どんどん増やしてくれと言われて、その分だけ支出は増えていくわけで、それぞれのお役所の方は予算シーリングかかっていて、どうしようもないではないかという話があるわけですから、そこはちゃんと手数料を取って対応するというやり方の方が私はフェアだと思います。
- 〇上斗米業務課長 まさに手続の簡素化も含めて我々、検討しておりますので、今日、御 議論あったことも、当然、我々、踏まえまして、検討は進めるつもりでございます。
- ○中条委員 別のことを質問してもよろしいですか。
- ○有富主査 どうぞ。
- 〇中条委員 今日は成田の話なんですけれども、成田は 24 時間対応の空港になっていない。 羽田はそれに補完する形で深夜、早朝を使ってもいいという形になっている。ただ、今の

ところ、余り需要がないという状況なわけです。しかし、2010年になると、少なくとも国際線が3万回入ってくるという状況がある。そこへの対応というのは、一応、皆さん、お考えいただいているんでしょうか。

- ○有富主査 今度は逆に川島室長から。
- ○川島国際衛生対策室長 動物検疫の方でございますけれども、今、お話の件につきましては、必要な検疫官、人員ですね、そういったものを要求させていただこうということで、 具体的に検討を始めてございます。
- ○中条委員 それは24時間対応で。
- ○川島国際衛生対策室長 基本的にはそういう対応で考えています。
- ○有富主査 24時間空港がやるというんならば対応するよということですか。
- ○川島国際衛生対策室長 はい。
- ○有富主査 わかりました。
- 〇島田検疫対策室長 植物検疫についても、当然考えさせていただいておりまして、今、 私どもとして、概算、考えておるのは、中部国際空港辺りの状況を踏まえまして、同等の 旅客なり貨物というふうなものを想定した対応を取らせていただいておりますので、動物 と同じように、実質、そういう需要に応じたものが受けられるような体制を組もうという ふうなことで対応しております。
- ○中条委員 中部は今、検疫、防疫も24時間でやっておられるんですか。
- 〇島田検疫対策室長 いえ、そういう意味ではなくて、いわゆる中部規模の貨物の入ってくる量としますと、おおむね何人ぐらいの体制を組まなければいけないとか、そういう体制のことでございます。おっしゃるような24時間ということになれば、当然、シフトを組ませていただいて、現在、成田でやっているような3シフト対応せざるを得ないかなと思っております。
- ○有富主査 中条先生、3万回というのは貨物機も入るのですか。
- ○中条委員 いえ、一応、旅客機です。だけれども、ベリーで入ってきますから。成田の 方は 24 時間だめなんで、羽田の方にそういうのが入ってくる可能性がある。
- ○有富主査 ベリーで入ってくるということだね。
- ○伊藤業務管理室長 輸入食品関係も同じでございますけれども、勿論、入ってきて、取引が出てくるという需要に応じて、私どももその体制の整備、当然のことながら、増員等も含めて、これまでもほかの空港も含めて、その需要に応じた形で体制の整備を行っている。したがって、羽田が具体的に、こうこう、こういう輸入貨物が、食品が、届出が出てきますということになれば、それに応じた形での体制の整備というのは当然検討していくということで、そういうふうに考えております。
- ○有富主査 料金を取ろうなんて考えていないんですね。
- ○伊藤業務管理室長 いいえ、それはないです。現在、輸入食品の届出自体は料金取って おりませんので。

- ○中条委員 私は料金を取るのは別に悪いこととは思わない。
- ○有富主査 確認しているだけですから。では、お待たせしました。どうぞ。
- ○上斗米業務課長 税関は全く同じでございます。それは国交省のプランが明らかになって、具体的な運航のスケジュールと貨物量がわかれば、それに合わせて職員を配置するということですので、例えば、関空も中部も 24 時間 365 日配置してますから、我々はその状況に応じて対応します。ただ、当然そのときに定員の関係がありますので、そのときは財政当局等にお願いすることにはなると思います。
- ○有富主査 そうですね。そこで問題は、さっきの臨時開庁と料金の問題。食品や動植物とは厳然と分かれてしまったから、そこら辺りはやはり、国の仕組みとして、水準を高い方に合わせるくらいはしていただきたい、同じようにしてもらいたいという気持ちがあるんです。
- ○上斗米業務課長 結局、手数料の話は、国民の皆さんに負担を求めるのか、あるいは一部であったとしても、直接使う方に負担を求めるかの考え方の違いですので、ここの整理をどういうふうにするかということだと思います。また、それと関連はしますけれども、手続の簡素化についても、我々としては当然、そういった議論はいただいておりますので、手数料をどの程度残す、残さない部分も含め、リンクはしますけれども、できる範囲内で簡素化を考えていきたいということで、今、検討しているところでございます。
- ○有富主査 ただ、考え方が違うというのはどういうことなんですかね。
- 〇上斗米業務課長 国際的に見ても、先ほど米国とかヨーロッパの例も挙げましたけれども、どこの国でも通関の手数料を徴収しているんですね。検疫の世界で手数料を徴収しているという話は余り聞いたことがないんで、それがなぜなのかというのはちょっとよくわからないんです。まさに 1873 年からある制度ですので、国際的な慣行として一定の受益者負担を求めるというのが、税関が行う業務についてはどうも世界的な慣行のようでございます。
- 〇中条委員 羽田のことについては、お返事を聞いて安心いたしました。 5 月答申のときには、これを書いたら、各省庁から、皆さんからいろいろ質問が来てしまって、結局やめてしまったんですけれども、今度は書けるということですね。皆さん、ちゃんと協力をしてくださるという御発言がありましたので。
- ○有富主査 2010年度ですか。
- ○中条委員 2010年ですね。
- ○有富主査 さて、大体いいですか。
- ○中条委員 そうすると、当面はまずは、食品だとか、動植物検疫、防疫等々に関しては、 需要に応じて御検討いただくということですね。税関に関しては、届出をいちいちするこ とについて、御検討いただくということですかね。
- ○上斗米業務課長 簡素化について検討いたします。
- ○有富主査 ですから、例えば成田だけに場合によっては当面限定してやるということも、

やりにくいなら話は別だけれども、そちらの方がやりやすいというんなら、そういうことも考えられると我々は思っているということを申し上げておきたいというふうに思います。 〇中条委員 料金の件については、これも、今後、皆さんで検討なのかな。今までお金取っていなかったところに、お金を取れということを検討しろというのもちょっと言いにくい話なんですけれども、まずは。

- ○有富主査 検疫というのは、国民の安全のためにやらなければいけないんですね。
- ○上斗米業務課長 手続の簡素化については、例えば、関空とか中部も 24 時間 365 日体制を取っているものですから、一定の要件をクリアしたところについては、やはり平等に簡素化を認めるというのが自然な考え方だと思いますので、成田に限るというよりも、つまり、要件を定めた上で考えるべき事項だと思っております。

○有富主査 その方が説得力がありますね。それに関連して、今、港の方についても、少なくともスーパー中枢港湾という、国交省の港湾局が大きなお金を使って日本の港の競争力を高めようとやっているんですけれども、ただ 15 メートル掘ればいいとか、バースをつくればいいかということ以外に、やはり鉄道とのアクセス、道路のアクセス、背高のバンが通れるように直さなければいけない。これは国交省の仕事だけれども、それ以外に、保税搬入原則もあるけれども、輸出入にかかる時間を短くするということが、サプライチェーンのスピードを上げるということなので、ここに至ってはやはり税関の問題も出てくると思います。勿論ほかの検疫のところなどもですが。

今日は空港の話ですけれども、港の方も是非、基本的には今、上斗米さんが言われたように、条件がある程度クリアできれば簡素化するみたいなことは是非お考えいただきたいと、こう思いますので、よろしくお願いします。

では、よろしいですか。

それでは、時間もまいりましたので、本日の意見交換はこれにて終了させていただきたいと思います。皆様におかれましては、本日は貴重なお話をお聞かせいただきましてありがとうございました。本日の意見交換を踏まえ、当方の年末答申の案文を起草し、明日にでも送付ということにしておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○中条委員 どうもありがとうございました。